

日本政策金融公庫融資への利子補給の流れ

<対象> 新創業融資／環境・エネルギー対策資金／東日本大震災復興特別貸付／企業再建・事業承継支援資金

1 書類取り寄せ（11月）

お客様は、<事務局>のホームページや窓口にて、申請書類をお取り寄せください。
※前年お申込み頂いた方で、今年も対象となる場合は、事務局からご案内のみ送付します。

<申請書類>

- ① 利子補給金交付申請書兼口座振替依頼書【ダウンロード可】
- ② 利息支払証明発行依頼書兼個人情報提供承諾書【ダウンロード可】

2 申請書類等提出（12月）

お客様は、下表申請書類等を、申請期間中に<事務局>にご提出ください。（持参または郵送）
※利子補給対象資金を複数ご利用されている場合は、実行された融資毎（お支払額明細書の取引番号毎）に申請書類等の提出が必要です。
※下表①②以外はコピーの提出で結構です。

法 人	個人事業主
① 利子補給金交付申請書兼口座振替依頼書【ダウンロード可】	
② 利息支払証明発行依頼書兼個人情報提供承諾書【ダウンロード可】	
③ 日本政策金融公庫発行の「お支払い額明細書」または「償還約定表」【日本政策金融公庫で発行】	
④ 代表者の今年度（本申請を行う年度の納期到来分）の住民税納税証明書【住民登録地の区市町村で発行/有料】 <small>※代表者が、前年と今年の1月1日現在、豊島区に住民登録があり区が納税状況を確認することを承諾される場合は不要 ※非課税の場合は、今年度の住民税非課税証明書</small>	
⑤ 直近の法人住民税・法人事業税の納税証明書【豊島都税事務所で発行/有料】 <small>※非課税の場合は非課税証明書を提出 ※初回決算期・申告期が未到来で課税されていない場合は不要</small>	⑤ 直近の個人事業税の納税証明書【豊島都税事務所で発行・有料】 <small>※非課税の場合は不要（非課税証明書も不要）</small>
⑥ 履歴事項全部証明書【法務局豊島出張所で発行/有料】 <small>※発行日より3ヶ月以内のもの ※法人登記前は賃貸借契約書</small>	⑥ 税務署受付印のある直近の確定申告書 <small>※青色申告は決算書を添付 ※その他の申告は収支内訳書を添付 ※初回確定申告前は開業届出書等</small>
以下は「企業再建・事業承継支援資金」の利子補給を申請する方のみ提出	
⑦ 直近1期分の決算書	
⑧ 事業計画書【お客様が作成し、日本政策金融公庫へ提出したもの】 <small>※初めて「企業再建・事業承継支援資金」の利子補給を申請する方のみ提出</small>	

3 書類審査（1～2月）

事務局は、ご提出頂いた書類を審査し、日本政策金融公庫へ利子支払実績を照会し、利子補給額を計算します。

4 利子補給の可否（3月）

- ・申請が認められた場合→決定通知を送付し、指定の口座へ入金します。（3月予定）
- ・申請が認められなかった場合→その旨通知します。

※【ダウンロード可】はhttp://www.toshima-biz.com/02_yuushi_kiyu_kouko.htmlからダウンロードできます。（検索キーワード:としまビジサポ 公庫 融資）

※ 申請書類等の一部は発行手数料がかかります。支払い利子が少額の場合（目安:2,000円以下）、利子補給額より当該発行手数料や郵送料等の経費が上回る場合がありますので、事前にお問合せください。

<事務局> としまビジネスサポートセンター（豊島区生活産業課商工グループ内）

住所: 〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1豊島区役所7F
電話: 03-5992-7022 / FAX: 03-5992-7088 / URL: www.toshima-biz.com/index.html

